

小野市低所得世帯物価高騰 緊急支援給付金（家計急変世帯）

予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）に3万円を給付します。

※住民税非課税相当とは世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和5年4月から9月の任意の1か月収入×1.2倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

※住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は受給できません。

※定年退職による収入減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等、当該月に収入がないことかがあらかじめ予期される場合は本給付金の対象となりません。

給付金を受け取るには、申請が必要です。

■ 申請書類

- ① 申請書（様式第2号）
- ② 本人確認書類の写し（運転免許証、保険証等）
- ③ 世帯の状況を確認できる書類の写し（住民票等の写し）
- ④ 戸籍の附票の写し（令和5年1月1日以降複数回転居した方）
- ⑤ 通帳の写し（表紙裏の見開きページ）
- ⑥ 簡易な収入（所得）見込額の申立書（様式第3号）
- ⑦ 「令和5年中の収入の見込額」または「令和5年4月から9月の任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（給与明細書、年金振込通知書等）

■ 申請期限 **令和5年10月31日（火）**

■ 問い合わせ・提出先

〒675-1380 小野市中島町 531

小野市市民福祉部社会福祉課 低所得世帯緊急支援給付金担当（☎63-1000 代）

❗ 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

❗ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

